

補助金調書

補助金名	福岡市レクリエーション協会補助金			担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ事業課 (TEL 711-4657)	
交付先	団体	特定非営利活動法人 福岡市レクリエーション協会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件	/					
(非公募の場合) 非公募の理由	補助金の目的を達成し得る団体が限定されているため。					
補助開始年度	昭和54	年度	経過年数	38	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 市民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を推進する特定非営利活動法人福岡市レクリエーション協会が行う非営利目的に係る事業経費の一部を補助し、もってスポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図ることを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 協会が本市のスポーツ及びレクリエーションの普及振興のために行う下記の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会・講座等に関する事業 ・指導者育成・普及奨励に関する事業 ・組織の育成強化・運営に関する事業 ・協会の管理・運営に関する事業 ・調査研究に関する事業 ・その他市長が特に必要と認める事業 					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費。ただし、食料費(事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可)、交際費、その他市長が適当でないとするものを除く。 ・ 補助金額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で市長が決定する。 				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	3,610 千円	3,800 千円	4,000 千円	4,300 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会・講座・教室に関する事業 「市民総合スポーツ大会」、「那珂川交流ウォーキング大会」ほか ○ 子どもの健全育成に関する事業 「てづくり教室」、「みんなでズブぬれ!夏あそび」ほか ○ 指導者育成に関する事業 「レクリエーション・インストラクター養成講習会」ほか 					
補助金交付 による効果	事業経費の一部を負担することにより、事業内容の充実が図られる。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。